

浄化槽の設置が完了した後の手続き

- 浄化槽付物件を購入したら……**浄化槽管理者変更報告書**
- 浄化槽の使用を開始したら……**浄化槽使用開始報告書**
→使用開始後3～8カ月の内……**法定検査（7条検査）の受検**
- 浄化槽の使用を取り止めたら……**浄化槽使用廃止届出書**

❖ 浄化槽管理者への関係書類の引継ぎ

浄化槽が設置された建売住宅を購入した方や、住宅の新築・増改築により浄化槽を設置した方は、**必ず購入した住宅販売業者や工事業者などから浄化槽の説明を受けるとともに、浄化槽関係書類(各種報告・届出様式・浄化槽取扱説明書等)の引渡しを受けてください。**



設計事務所及び不動産事業者等の方へ

浄化槽工事が完了し、新しい所有者に引渡す際、浄化槽法に基づく諸手続きや浄化槽の使用方法など、浄化槽を使用するに当って**必要な説明や取扱説明書などの引継ぎを必ず行ってください。**

新しい所有者が手続き漏れ等により、不利益を被ることのないようお願いします。

引渡しを受け、**浄化槽を所有した方(浄化槽管理者)は、以下の手続きが必要です。**

❖ 浄化槽の使用を開始するとき(浄化槽法第10条の2第1項)

☆ 提出書類 浄化槽使用開始報告書

☆ 窓 口 町田市下水道部下水道整備課 浄化槽係(裏表紙内側参照 郵送可)

必ず、浄化槽の使用開始日から30日以内に、「浄化槽使用開始報告書」に必要事項を記載し、提出してください。

❖ 浄化槽管理者が変わるとき(浄化槽法第10条の2第3項)

☆ 提出書類 浄化槽管理者変更報告書

☆ 窓 口 町田市下水道部下水道整備課 浄化槽係(裏表紙内側参照 郵送可)

住宅販売業者等から浄化槽が設置されている建物を購入した場合、町田市に登録されている浄化槽管理者の名義は、住宅販売業者のままになっています。「浄化槽管理者変更報告書」に必要事項を記載し、提出してください。

また、相続や売買等により建物の所有者が変わり、浄化槽管理者を変更した場合も、この手続きが必要です。

■ 浄化槽管理者変更報告書が提出されない？

実際に浄化槽を使用している方が、浄化槽管理者として登録されていないので、**浄化槽に係る補助制度等が利用できなくなる可能性があります。**

また、市からのお知らせが、変更前の所有者(前浄化槽管理者)に送付されてしまいます。必ず手続きをお願いします。

❖ 浄化槽の使用を廃止するとき(浄化槽法第11条の3)

☆ 提出書類 浄化槽使用廃止届出書

☆ 窓 口 町田市下水道部下水道整備課 浄化槽係(裏表紙内側参照 郵送可)

下水道への接続や、建替えによる浄化槽の切り替え等で、既設の浄化槽を廃止した時は、廃止の届出が必要です。「浄化槽使用廃止届出書」に必要事項を記載し、提出してください。

■ 浄化槽使用廃止届出書が提出されない？

浄化槽法では、**浄化槽の使用を廃止した日から30日以内に届出を行わないと、5万円以下の過料**に処せられることがあります(浄化槽法第11条の3及び68条)。必ず浄化槽使用廃止届出書を提出してください。